

# 貸主様

# 解約通知書

この度、私は次のとおり賃貸借契約を解約し、退去日までに部屋を明渡すことをご通知いたします。また下記の注意事項等を遵守いたします。

以下の太枠をもれなくご記入ください。

通知日	年 月 日	退去日	年 月 日
物件住所	〒		
物件名		号室	
連絡先	自宅	携帯	
移転先住所	〒		
借主氏名			印
退去理由			

  

敷金返金口座	
	銀行 支店
普通・当座・貯蓄 か	口座番号
口座名義	

※振込手数料を差引  
いたした残金をお振  
込いたします。

----- 切り取り線 -----

## 注意事項及びお願い

- ① 契約解約日  
賃貸借契約書の契約解除及び解約に基づき、通知日の翌日より解約の予告期間が必要になります。但し、通知日より本書が後に到着した場合は本書の到着を通知日といたします。また、万一その予告期間内に退去されても居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等は発生いたします。
- ② 部屋の明渡し(退去)  
退去とは、部屋を完全に明渡しお渡している鍵全てを(コピーも含む)返還したときといたします。尚、鍵の返還以降は契約解約日以前であっても居住としての使用・及び入室は出来ません。
- ③ 公共料金の精算  
電気・ガス・水道・電話及びその他の契約は、各施設へ事前にご連絡をし退去日までの料金を確実にご精算ください。万一、料金の未払いが発覚した場合、損害が被る場合もございますのでご理解のほどお願いします。
- ④ 敷金精算  
敷金は賃料等、部屋の修繕費及び借主の責めに帰する支払債務が残っている場合は、その債務を差し引いた残金額を退去日または、明渡しの日どちらか遅い日より1ヶ月以内に貸主より返金いたします。返金は原則として、上記口座へ振込いたします。尚、返金の際の振込手数料は敷金より精算させていただきます。
- ⑤ 退去日の変更(通知の撤回)  
本書のご提出をなされた場合、その後の撤回は出来ません。また、退去日の変更も同様に、いかなる理由があろうと変更及び撤回は出来ませんので、余裕をもって退去日を指定してください。

<送付先> 〒176-0012

東京都練馬区豊玉北5-18-11 深野ビル4F

**有限会社レンタルホーム**

TEL 03-5984-0300(代) FAX 03-5984-0333